

平成29年9月13日

消費者契約法の見直しに関する意見書

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート 京都支部

意見の要旨

「4 不当条項の類型の追加関係(1)」について

1 意見の趣旨

規定案を改正法に盛り込むことに賛成する。ただし、不当条項の類型として、消費者が締結した任意後見契約が発効したことを理由とする解除条項を追加すべきである。

2 意見の理由

成年後見、保佐又は補助開始の審判を受けたことを理由に契約解除を事業者に認める条項の存在は、成年後見制度の利用を躊躇させる要因となり、制度を必要とする人が適切な権利擁護を受けられないことにつながる。

そもそも、成年後見制度の利用の有無にかかわらず、事業者がその事業を行うにあたり精神上的障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により禁じられている(第8条第1項)。後見等開始の審判を理由とする解除条項は、同法に抵触し、障害者の権利利益を侵害するものである。

また、成年後見制度の利用は、成年被後見人等の経済的事情と関連するものでなく、成年後見制度の利用により事業者に対する支払に問題が生じることはない。むしろ、成年後見人等は成年被後見人等の財産を管理する等支援を行うことから、成年後見制度の利用は契約の相手方である事業者の利益にも資するはずである。よって、解除条項を置くことに正当性・合理性は見出せない。

以上のことは、法定後見のみならず、任意後見についても同様であることから、任意後見契約が発効したことを理由として事業者に解除権を付与する条項も同じく無効とすべきである。

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないためにも、後見等開始の審判を理由とする解除条項を明文で禁ずる規定を設けるべきである。